死亡した牛は適正に処理しましょう

死亡した牛の月齢や死亡状況によって処理方法・必要書類が異なります。死亡牛の適正な処理をお願いします。

【早見表】

	０か月齢	満４８か月齢	満９６か月齢
通常死亡牛	マニフェスト対応		①
起立不能牛		②	
特定症状牛	③		

①満９６か月齢以上の通常死亡牛、②満４８か月齢以上の起立不能牛、③特定症状牛はＢＳＥ検査が必要です！

・死亡牛処理整理票を添付して「群馬県家畜衛生研究所」へ搬入してください。

・死亡牛処理整理票（３枚複写×２０部）は無料で配付しています。群馬県畜産協会、家畜保健衛生所、家畜衛生研究所、ＪＡへお問い合わせください。

・死亡牛輸送費の一部およびＢＳＥ検査料の補助があります。

ＢＳＥ検査対象外の死亡牛は産業廃棄物となりますので「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の添付が必要です！

・産業廃棄物管理票（マニフェスト）を添付せずに（株）群馬県化成産業に搬入される事例があります。マニフェストの未交付は廃棄物処理法違反として罰則の対象となりますので必ずマニフェストを添付してください。

・マニフェストは一般産業廃棄物用のマニフェストでもかまいませんが、記入が簡単な牛・豚の死体の処理に限り使用できるマニフェスト（畜産用）を群馬県畜産協会にて販売しています。

マニフェスト（畜産用）の購入方法（１冊７５０円（税込）３枚複写×３０部）

購入申込書にて群馬県畜産協会へお申し込みください。

1 下記の問合せ先に連絡します。

2 お名前とＦＡＸ番号を確認後、畜産協会から「購入申込書」をＦＡＸ送信します。

3 届いた「購入申込書」に必要事項を記入し、畜産協会へＦＡＸで返送します。

4 ＦＡＸ確認後、代引きゆうパックにて郵送します。

5 配達員にマニフェスト代と代引手数料２９０円をお支払いください。

※金融機関への振込による支払いも可能ですので、ご希望の場合はお申し付けください。請求書を送付いたしますので、後日、振込をお願いします。なお、振込手数料は購入者のご負担となります。

※お急ぎの場合は、下記の問合せ先に連絡後、畜産協会へ直接お越しください。

＜お問合せ先＞　公益社団法人群馬県畜産協会（保坂・和田）
電話：０２７－２２０－２３７１　ＦＡＸ：０２７－２２０－２３７２